

**倒産・解雇・雇い止めなどで離職された方は
平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます**

税務課 (内線533)

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や、雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方の国民健康保険税が申告により軽減されます。

■対象者

平成21年3月31日以降に離職された65歳未満の方で、

①雇用保険の特定受給資格者

(例：倒産・解雇など)

②雇用保険の特定理由離職者

(例：雇い止めなど)

として求職者給付(基本手当等)の受給資格を持っている方

※雇用保険受給資格者証の離職理由が、

11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する方。

※高年齢受給資格者及び特例受給資格者は対象となりません。

■軽減の内容

対象者の前年の給与所得を30/100とみなして、国民健康保険税の所得割額を算定します。

■軽減の期間

平成22年4月1日以降(平成22年度分)から適用され、離職日の

翌日から翌年度末までの期間となります。ただし、平成21年3月31日～平成22年3月30日に離職された方は、平成22年度分のみが軽減の対象になります。

※雇用保険の求職者給付(基本手当等)を受ける期間とは異なります。

※申告が遅れてもさかのぼって軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、他の健康保険(会社の健康保険等)に加入するなど、国民健康保険の資格を喪失すると終了します。

軽減を受けるには

申告が必要です

【申告に必要なもの】

- 雇用保険受給資格者証
- 印鑑(認印)
- 国民健康保険被保険者証



年末調整説明会のご案内

| 日程 | 時間 | 会場 |
|--------------|-----------------|---------------------------|
| 11/16 (火) | 14:00～ 16:00 | 松山市総合コミュニティセンター カメラホール |
| 11/17 (水) | 10:00～ 12:00 | |
| 11/18 (木) | 14:00～ | 松前町総合文化センター 広域学習ホール |
| 11/24 (水) | 16:00 | 砥部町中央公民館 2階講座室 |

- ・説明会は、どの会場でも来場できます。
- ・できるだけ公共の交通機関をご利用ください。
- ・総括表は、伊予市が郵送する所定の用紙をご使用ください。

eLTAX(エルタックス)で

給与支払報告書の提出ができます

エルタックスとは、「個人住民税・固定資産税(償却資産)・法人住民税」に関する手続きをインターネットで行うシステムです。窓口へ行く必要がなく、オフィスや自宅から手軽に申告ができます。申告の際には、簡単・便利なeLTAXをご利用ください。

<http://www.eltax.jp/>

e-Tax(イータックス)で

**所得税徴収高計算書の提出や
源泉所得税の納税ができます**

■ホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

■利用時間 平日(8:30～21:00)

※インターネットバンキングについては、ご利用の金融機関にお問い合わせください。



インターネットで

国税庁ホームページをご利用ください

国税に関する知識(タックスアンサー)や申告手続き、路線価図、通達などの豊富な情報を掲載しています。

■国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>

周りの方の見守りで、虐待を受ける子どもを救いましょう
平成22年度児童虐待防止推進月間

福祉課（内線538）

■標語

『見ずごすな 幼い子どもの SOS』

■期間

11月1日(月)～30日(火)

核家族化や生活困窮・保護者の病気などにより、保護者から虐待を受けている子どもが増加しています。虐待とは、身体的な暴力だけでなく、言葉による暴力・無

視などの心理的虐待、性的虐待、育児放棄、監護放棄などのことを言います。

虐待を防ぐためには、子どもや保護者を支援する関係機関だけでなく、周りの方の見守りが必要です。虐待と感じたら迷わず通報してください。

あなたの勇気が一人の子どもを救います。

平成22年8月から父子家庭に児童扶養手当を支給しています
申請をしていない方は、お早めに！

福祉課（内線538）

平成22年8月から、父子家庭の父に児童扶養手当を支給しています。期限を過ぎると、申請の翌月分からの支給となりますので、早く申請してください。

○支給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本など

■手当額

支給資格者が監護・養育する子どもの数や支給資格者の所得などにより決められます。

■申請期限

11月30日(火)

■申請に必要なもの

○印鑑

※支給要件・手当額・申請に必要なものなど、詳しくは福祉課児童福祉担当にご連絡ください。

伊予市平和祈念式典

市では、戦没者・殉職者などを追悼し、恒久の平和を祈念するために「伊予市平和祈念式典」を次のとおり開催します。

- 日時 11月26日(金) 10:30～
- 場所 伊予市市民会館 1階 大ホール
- 問い合わせ 福祉課(内線526)

＝11月の市税納期＝

今月の市税の納期は次のとおりです。

| | 納期限 | 口座引落日 |
|--------------------------|-----------|-----------|
| 固定資産税 (第3期) | 11月30日(火) | 11月29日(月) |
| 国民健康保険税 普通徴収 (第5期) | | |

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)

11月28日(日)

愛媛県知事選挙の投票日

－投票日－

- 日時 11月28日(日) 7:00～20:00
- 場所 11月11日(木)の告示後、自宅に送付した入場整理券(はがき)に記入してある投票所で投票を行ってください。

－期日前投票－

- 日時 11月12日(金)～27日(土) 8:30～20:00
 - 場所 本庁地区…市民会館 1階会議室
中山地区…中山地区公民館
双海地区…双海地域事務所
- ※期日前投票は、いずれの会場でも投票できます。

◎選挙公報は、新聞折り込みをします。また、市役所、各地域事務所、各地区公民館にも置いています。

■問い合わせ 伊予市選挙管理委員会事務局
☎982-1111(内線584)

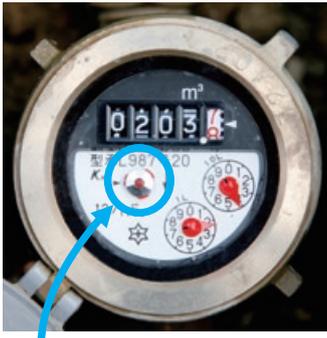
水道課からのお知らせ

月1回の漏水チェックで節水を!

水道の使用が変わらないのに、使用水量が急が増えた場合は、漏水の可能性があります。水道メーターを確認することで漏水の確認ができ、水の無駄使いを抑えることができます。月1回は、水道メーターを確認し、漏水チェックをしましょう。

《簡単な漏水チェックの方法》

- ①すべての蛇口を閉めます。
- ②水道メーターのパイロットマークを確認します。
- ③パイロットマークが動いていると漏水しています。
- ④どこから漏れているかを確認します。(例:蛇口、水洗トイレのタンク、給湯器、敷地内に常に湿っている場所がないかなど)



水道メーターの
パイロットマーク

水道課(内線712・724)

- ⑤発見できない場合は、「伊予市指定給水装置工事業者」に連絡してください。

※調査や工事費用は、自己負担。

地下漏水等使用料の減額制度

宅地内の給水装置は、個人の財産で、その管理義務は、給水条例で使用者などにあると規定されています。しかし、地下漏水など、管理者としての注意義務の範囲を超えて、修理を「伊予市指定給水装置工事業者」に依頼した方は、地下漏水等による減額制度があります。

■減額について

最大4か月分で平常使用水量を差し引いた漏水量の半分を減額します。(受水槽より先の地下漏水等の場合は3分の1を減額)

■減額申請の手続き

使用料金減額申請書、修理済報告書、修理前・修理後の写真などが必要となります。修理を依頼した業者と相談してください。

※状況によっては、減額できない場合があります。

伊予市指定給水装置工事業者のお尋ねは!

水道課、または伊予市管工事業協同組合(☎982-217083)

※伊予市ホームページにも事業者名簿を掲載しています。

水道メーターの検針にご協力を!

水道課では、2か月に一度、水道メーターの検針を行っています。正しい検針ができるようご協力をお願いします。

○メーターボックスの上や周辺に物を置かないでください。
○犬は、メーターボックスや出入口から離れたところにつないでください。

○メーターボックスが見つけやすいように、周辺清掃や片付けをお願いします。

こんな時は、水道課で手続きを!

- 水道の使用を開始するとき
- 水道の使用を休止するとき
- 水道使用者の名義を変更するとき
- 納入通知書などの送付先を変更するとき
- 使用用途を変更するとき(認印が必要)
- ※電話での受け付けはできません。水道課または各地域事務所まで手続きをしてください。

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く)は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

| 月 | 日 | 指定工事業者 | 電 話 |
|----|-------|------------|--------------|
| 11 | 3(水) | 功栄設備 | 中 村 982-5888 |
| | 6(土) | (有)升田金物店 | 出 淵 967-0067 |
| | 7(日) | (有)ハヤタ設備工業 | 上吾川 983-0398 |
| | 13(土) | 西岡建材(株) | 下吾川 983-1598 |
| | 14(日) | 友澤設備 | 大 平 982-1381 |
| | 20(土) | 武智水道工業(株) | 上三谷 982-1268 |
| | 21(日) | (有)田中興業 | 中 山 967-0558 |
| | 23(火) | (株)佐々木工業所 | 湊 町 983-0450 |
| | 27(土) | 佐伯工業所 | 灘 町 983-1244 |
| | 28(日) | (有)港南設備 | 稻 荷 982-4487 |
| 12 | 4(土) | K・シマダ | 下吾川 983-6553 |
| | 5(日) | (有)協和設備工業 | 上吾川 983-4185 |

※業者への依頼は、8:00~17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます
 〓年末調整・確定申告まで大切に保管を!〓

健康保険課(内線547)

平成22年中(1月1日から12月31日まで)に納付した国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となっており、課税所得から控除されます。

この控除を受けるには、保険料の納付を証明する書類(証明書または領収証書)が必要となります。

このため、日本年金機構では、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を11月上旬または翌年2月に送付しています。

〇証明書を11月に送付する方

1月1日〜9月30日に国民年金保険料を納付した方

〇証明書を翌年2月に送付する方

10月1日〜12月31日に、その年はじめて国民年金保険料を納付した方

また、自分の保険料だけでなく、配偶者や家族の保険料を納付した場合、その保険料も全額が控除の対象となります。家族分の証明書も一緒に添付して申告してください。

※国民年金保険料の納め忘れなどにより、納付が遅れると、証明額などに記

載されない場合があります。この場合は、領収証書により、控除額を自己申告する必要がありますので、保険料の領収証書は大切に保管してください。

控除証明書専用ダイヤル

☎057010701117

〇受付時間 8時30分〜17時15分(月〜金曜日)

※月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は19時まで受付。第2土曜日は9時30分〜16時。祝日と年末年始は除く。IP
 電話は☎03167001130。

国民年金保険料の収納業務は

民間に委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料が納め忘れとなっている方に対する「電話や文書、戸別訪問による納付督促業務及び免除等勧奨業務」などを民間に委託しています。

■委託業者

株式会社アイヴィジット

■問い合わせ

松山西年金事務所

☎92515105

＝ 市内の交通事故状況 ＝

(9月末日現在)

| | 9月 | 累計 | 前年比 |
|----|-----|------|------|
| 発生 | 11件 | 130件 | -24件 |
| 死者 | 0人 | 3人 | +2人 |
| 傷者 | 18人 | 180人 | -23人 |

シートベルトを正しく着用しましょう!

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(9月末日現在)

| | 9月 | 累計 | 前年比 |
|--------|----|-----|------|
| 侵入盗 | 0件 | 28件 | -27件 |
| 自動車盗 | 0件 | 4件 | ±0件 |
| オートバイ盗 | 3件 | 12件 | -4件 |
| 自転車盗 | 2件 | 44件 | +5件 |
| 車上ねらい | 5件 | 32件 | -2件 |

安全は一人ひとりの意識から
 安心は人のつながり地域から

ホップステップ 消費者力

◆久しぶりに行った店が、倒産…!

雑誌広告を見てエステ店に行き、美颜コース契約をした。ある日、会社が倒産。クレジットを組んで、分割払い中だが支払いを続けなければならぬの?

《アドバイス》

提供を受けていないサービスがあるにも関わらず、業者が倒産した場合は、返金やクレジットの支払いの停止を求めるなど、適切な対応が必要です。現金払いでは、返金はほとんど期待できないのが現状です。また、エステや語学学校などのサービス契約の品質は受けてみないと分かりません。長期間の契約を前払いするリスクも考えて、契約は慎重に行いましょう。

お問い合わせ・ご相談は、

消費者相談窓口(産業経済課)

専用電話 ☎982-1289

※月・水・金曜日は、専門の相談員が対応します。

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
「消したかな」あなたを守る 合言葉

11月9日(火)～15日(月)
秋季全国火災予防運動



伊予消防署 ☎ 982-0657

・場所 双海町灘町地区

※当日、周辺地域では、消防自動車などがサイレンを鳴らし緊急走行します。火災と間違えないようご注意ください。

○一般家庭防火訪問(市内全域)

消防団員が一般家庭を訪問し、防火診断を行います。

○一人暮らしの高齢者宅防火訪問

高齢者家庭相談員と消防職員が訪問し、防火診断を行います。

・対象地区 本庁地区、双海町下灘地区

○防火教室

地域、事業所、各種団体を対象に消火訓練や防火ビデオの上映、防火講話などを行います。

※訓練を希望する場合は、次の消防署に連絡してください。

伊予消防署 ☎ 982-0657

中山出張所 ☎ 967-1171

双海出張所 ☎ 986-0074

○サイレンの吹鳴

11月9日(火)、午前7時に、秋季全国火災予防運動の開始を知らせるサイレンを鳴らします。火災と間違えないようご注意ください。

火災予防週間中の主な行事
○車両による防火広報
 消防団員が地元地域で防火広報を実施します。
○火災防ぎよ訓練
 ・日時 11月14日(日)、8時～

『世界で最も古い消防隊』



世界で最も古い消防隊は、ローマ帝国初代皇帝シーザーの養子であるアウグストゥスが紀元前17年に結成した消防隊です。二千年も前から消防隊は存在していたということになりました。当時の消防隊は、1隊500人の7隊で構成されていました。各隊の指揮は護民官という役人が行い、総指揮をする消防隊長は、執政官(今でいう総理大臣)につく権限を持っていました。

消防隊は、町の周辺にやぐらを建てて見張りを行い、火災を発見するとラツパを吹いて住民などに知らせていたそうです。消火にはバケツ・はしご・牛の腸から作ったホース・水瓶・斧・ハンマー・ノコギリなどのほかに、高いところ

■伊予市管内の火災と救急出場件数(9月末日現在)

| 種別 | 9月分 | | | 累計 | | |
|------------|----------|-----|-----|----|-------|-------|
| | 火災 件数 | 本庁 | 0 | 0 | 本庁 | 4 |
| 中山 | | 0 | 中山 | | 1 | |
| 双海 | | 0 | 双海 | | 1 | |
| 救急出場 件数 | 本庁 | 107 | 149 | 本庁 | 1,003 | 1,366 |
| | 中山 | 21 | | 中山 | 170 | |
| | 双海 | 21 | | 双海 | 193 | |

火災・救急 → 119
 火災救急病院 案内 982-5959

から飛び降りてしまう人の為の大きな枕も使っていたそうです。救助マットの前身が当時すでに使われていたのですね。



アウグストゥスの石像